

学校法人幾徳学園・神奈川工科大学知的財産ポリシー

学校法人幾徳学園神奈川工科大学（以下、「本学」という。）は、「産学官連携ポリシー」に基づき、研究成果の地域・社会の発展に貢献することを大きな方針として掲げております。

このためには知の拠点である大学が、知的財産を円滑に循環させる「創造」「保護・管理」「活用」の知的財産サイクルを構築し、教育・研究・社会貢献という大学の使命を達成すべく努めて行きます。

本学は、この目標を達成するために、ここに知的財産ポリシーを定めます。

1. 知的財産の「創出」

- (1) 本学は、人材の育成及び研究環境の整備等において、積極的な方策を講じて、学術的価値の高い「知を創出」し、社会に貢献します。
- (2) 本学は、産学官連携を通じて研究活動を活性化し、社会的価値の高い「知を創出」し、知的財産取得を通じて社会に貢献します。

2. 知的財産の「保護・管理」

- (1) 本学では、職務発明となる知的財産を適切に評価し、権利化することによって、産業界等においての効率的な活用を図るとともに、研究活動の結果創造された知的財産についての適切な「保護・管理」を進めます。
- (2) 本学では、継承された知的財産を適切に管理し、定期的にその財産価値を見直します。

3. 知的財産の活用

- (1) 本学では、知的財産がより効率的に社会貢献に活かせるように、積極的に技術移転を図って行きます。
- (2) 学術的価値の高い「知」は論文発表等を通じ、社会的価値の高い「知」は技術移転を通じて、知的財産の社会での「活用」に取り組みます。

平成 28 年 4 月 1 日
神奈川工科大学
学長 小宮 一三